

南アフリカの真実和解委員会

著者	永原 陽子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1999-03
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008391

南アフリカの 真実和解委員会

永原陽子

昨年10月29日、アパルトヘイト時代の人権侵害について調査を進めてきた南アフリカの「真実和解委員会」(Truth and Reconciliation Commission: 以下TRCと略記)の最終報告書がマンデラ大統領に提出され、一般にも公表された*。報告書の提出にあたっては、直前にいたってデクラーク前大統領が自らにかんする記述の削除を求めて訴訟を起こし、ケープタウン高等裁判所から当該部分の公表差し止め命令が出されたり、アフリカ民族会議(ANC)も同様の訴訟を起こすとして報告書の提出を阻止しようとするなど、2年半に及んだTRCの活動全体を傷つけかねない事態もあったが、結局、デクラークにかんする部分を除いて本来の形で報告書は提出され、マンデラ大統領も「あるがままに受け取る」としてそれを受け入れた。ここではそれらの政治的応酬はひとまず脇へおき、TRCの活動と報告書の内容そのものについて紹介し、その意義について考えてみたい**。

1 南アフリカにおける政権移行とTRCの設立

1990年2月の政治犯の釈放から94年4月の総選挙にいたる南アフリカにおける政権移行は、国民

党とANCら当事者間の直接の交渉によって実現された点に大きな特徴があるが、その交渉の最大の焦点は、アパルトヘイト体制の責任者をいかに処遇するかにあった。彼らを犯罪者として、ニュルンベルク裁判やルワンダや旧ユーゴスラビアにおけるような国際戦犯裁判で裁くのか、それとも、人種間の共存を目指して別の可能性を探るのか。交渉が導き出した解答は、「和解」、すなわち委員会方式による真相の解明と、それと引き換えの加害者の法的責任の免除、ということだった。合意の内容は、93年の暫定憲法の末尾に「国民の統一と和解」という一項として特記された。これに基づき、政権交代後の95年7月に「国民の統一と和解を推進するための法」が国会で制定され、同年末よりTRCの活動が始まった。

TRCの基本的な考え方は、一言でいうならば、アパルトヘイトの責任者を法によって裁くのではなく、真相の解明を第一義とし、真実と引き換えにその罪を赦すということである。「過去」に対するこのような姿勢は、国民党とANCなどとの政治的妥協の産物と見えるかもしれない。たしかに、国の経済の根幹を握る白人たちを敵に回すようなやり方で将来の南アフリカ社会の再建はあり

得ないから、ANC側がアパルトヘイト体制の責任者や体制の受益者に対して「手加減」することは、十分に考えられることではある。しかし、TRCの設立をそうした戦術的な妥協とのみとらえるのは皮相な見方だろう。その点で、報告書が、どうしてTRCのような方式が選り取られたのかについて、壮大な歴史的視点から説明していることは、きわめて印象的である。

報告書は、南アフリカにおける紛争と人権侵害の歴史を17世紀のヨーロッパ人の到来にまで遡って説き起こしている。そこでは、ケープにおける奴隷制や先住民コイサン人に対する攻撃の問題に始まり、19世紀前半のズールー王国の再編に伴う大規模な社会的変動であるムフェカネ（ディファカネ）や南ア戦争（ここではブール人の犠牲も言及されている）、さらに西南アフリカ（ナミビア）でのドイツ人によるヘレロ人への絶滅戦などが取り上げられ、最新の歴史研究の成果を広く取り入れた丁寧な歴史の見方が提示されている。1948年以降の制度化されたアパルトヘイトは、こうした歴史の積み重ねの上に位置づけられている。このことは、別言すれば、南アフリカ社会を構成する人間の複雑さ、多様性を承認することであり、アパルトヘイトの克服が、白人を追い出してアフリカ人（「非白人」）の国を作ればよいというような

単純なものではないとの主張につながる。「白人」対「非白人」の対立の図式を描くこと自体がまさにアパルトヘイトの策略だったのであり、新しい社会の建設は、この図式を克服し、すべての人々の共存を実現することにある。アフリカ人の側の一方的な「寛容さ」に支えられたともいえるTRCの「和解」の理念は、その意味で、紛争解決の思想として、人類史の中でも新しい境地を切り拓くものである。

2 TRCの任務

大統領に任命された11名の委員（座長はツツ大司教）より成るTRCの任務は、アパルトヘイト時代の人権侵害について、(1)事実を調査すること、(2)加害者がすべての真実を告白した場合、法的責任を免除すること、(3)被害者に対する補償の提案を行なうこと、の三つで、それぞれに対応する小委員会が実際の調査・検討にあたった。

(1)の事実の調査は、まず被害者が申し出ることから始まる。TRCが調査の対象としたのは1960年3月1日（シャープビル事件の直前）から94年5月10日（マンデラ大統領の就任）までの間の「重大な人権侵害」（殺人・拷問・誘拐など）であり、約2万1000件の申し出があった。ただし、1件が

* *The Report of the Truth and Reconciliation Commission*. ただし、委員会の活動の三つの柱のうちの一つである「アムネ스티」の委員会の審議はなお継続されており、すべての審議が終了し次第、その結果がこの最終報告書の付属文書として公表されることになっている。今回出された報告書は5巻、3500ページにのぼる文書だが、インターネットを通じても全文が公表された。本稿執筆にあたって利用したのはこの電子テキスト版である。なお、報告書の最後には委員の一人（W・マラン）の少数意見が付記されているが、電子テキスト版ではその部分に

ついては解説できなかった。

** TRC設立の歴史的背景、現代の南ア社会におけるその活動の意義と限界などについては、以下の拙文を参照されたい。「もう一つの『過去の克服』——南アフリカにおける真実と和解——」（『歴史学研究』第707号 1998年2月）；「アパルトヘイトから『和解』へ——南アフリカ真実和解委員会の挑戦——」（『世界』第653号 1998年10月）；「戦争責任論からみた現代の南アフリカ」（『季刊戦争責任研究』第22号 1998年冬）。

複数の事件にかかわっている場合もあるため、調査の対象となった人権侵害は約3万8000件にのぼっている。そのうち、約1万件が殺人にかんするものである。

TRCは、調査にあたり、国家権力によるもののみでなく、ANCやパンアフリカニスト会議（PAC）など解放勢力の側での人権侵害行為をも対象とした。これは、軍政崩壊後の中南米諸国の同様の調査委員会の活動などと比べても際だっている点で、国内外で多くの議論を呼んだ。そのため、報告書でも、なぜ権力による犯罪ばかりでなく解放勢力の側の問題をも取り上げるのかについて、詳しい説明が展開されている。それによれば、「正しい目的」と「正しい方法」との峻別が重要であり、「正義の戦争」とは、その目的が正当であるとともに、武力に訴えることが最後の手段であるような場合に行なわれるものである。したがって、そこで行使される武力には、自ずと、それぞれの状況に応じて正当化され得る限界があるという。

こうした考え方はTRCの活動の(2)にも共通している。重大な人権侵害の加害者は、一定の条件を満たせば免罪（アムネ스티）されるが、そのためには、事実をすべて告白することに加えて、その加害行為が専ら政治的な目的のために（たとえば国家機関・政党・解放組織などの命令の下に）行なわれ、しかも状況にふさわしいものであったこと、つまり、いささか奇妙な言い方ではあるが「適切な暴力」であったことが示されなければならないのである（たとえば、情報を収集することが目的で捕らえた相手を殺してしまうことは、目的に合わない暴力である）。

ANCが最終段階で報告書の提出に反対したのも、この点にかかわっている。ANCによれば、TRCは解放勢力の暴力と国家権力のそれとを同等に扱っているという。しかし、その点について

のTRCの立場は明確である。TRCは、あらゆる人権侵害に対して公平に取り組むことを前提としつつ、あくまでも解放勢力の側のモラル上の優位を承認している。「人道に対する罪」であるアパルトヘイトの権力犯罪とそれに反対する運動とはいかなる意味でも同列にはおけない。にもかかわらず、解放勢力の実際の行動の上での行き過ぎ（たとえば亡命キャンプにおけるスパイ容疑での拷問など）を批判の俎上に上せるのは、将来の南アフリカ社会においては、いかなる人権侵害も許されないのだという、国民に向けての強い訴えと理解されよう。実際、この報告書の公表後、国民党が、過去の人権侵害の加害者は党の要職に就けないとの方針を発表した。それがどこまで実行されるかはわからないとしても、少なくとも、南アフリカにおいて新しい政治文化が生まれつつあることを示すものとして評価できるのではなからうか。

3 TRCの実際

TRCの(1)、(2)の活動を特徴づけるのは公聴会である。人権侵害の調査においても、またアムネスティを申請した加害者の主張を検討する上でも、（すべてではないが）公聴会が行なわれ、そこには誰でも参加することができる。その様子はメディアを通じて国内外に報道され、さらにインターネットによってやりとりのすべてが公表された。

被害者として名乗り出た者の約9割がアフリカ人であった。半数以上が女性であるのは、夫や息子を殺された遺族、というような場合が多いためである。そうした人々にとっては、人前に出て話をする事自体が、たいへんな決意と緊張を必要とするものである。そこで、TRCはさまざまなNGOなどの力も借り、自らが農村部に出張して行き、発言者が自分の選んだ言葉で話せるよう同

時通訳の態勢を整え、トラウマ治療の専門家をつけて発言者の精神面での援助に気を配るなど、可能なかぎり被害者の立場にたった配慮を行なった。こうして、自らの体験を語り、それが他の国民や、それどころか世界中の人々にまで共有され、公けに認められるということが、被害者にとっての癒しの始まりであり、また分裂した社会の再建の第一歩となる。

TRCの調査は、殺人等の個別の事件ばかりでなく、アパルトヘイト体制のしくみそのものにも及んだ。そのため、企業、教会、司法関係、医学、メディア、刑務所などの社会組織や制度、また青少年、子供、女性のような特定の社会層についての特別の調査が集中的に行なわれた。これは、「重大な人権侵害」を「殺人・拷問・誘拐など」と定義した場合、個別の事件に調査の対象が限定されてしまい、アパルトヘイトの体制そのものの罪が見過ごされてしまうという欠点を補うためのものである。そうした体制の問題について、報告書は総じて非常に厳しい評価を下している。

4 TRC後の南アフリカ社会

以上のようなTRCの多面的な活動にもかかわらず、なお抜け落ちてしまう問題の一つは、体制の最高責任者の扱いである。たとえば、アパルトヘイト時代の閣僚のうち、アムネスティを申請して自ら名乗り出たのはわずか2名で、デクラークにせよボータにせよ、かつて大統領という最高の地位にあったにもかかわらず、TRCの場に出て自らの責任を明らかにすることを拒否した。結果として、いわば末端で「手を下した」者の責任ばかりが問われ、より根本的な責任を持つ者が追及の手から逃れてしまうということになる。

この点については、これまでも批判の声は強かつ

た。そうした限界を意識してか、報告書は、TRCの活動中にはあまり議論されることのなかった、今後の訴追の可能性について言及している。アムネスティを申請して認められなかった者が通常の裁判にまわされ、法的な処罰の対象となることはTRCの規定どおりである。しかし、報告書では、アムネスティを申請しなかったが、重大な人権侵害の加害者であることが予測されるような人々についても、今後、南アフリカの司法が証拠を集めて訴追することが可能でありまた必要であることを強調している。

TRCの活動のうち(2)のアムネスティについても、その正当性についての疑問が多く出されてきた。一つには、「和解」とは所詮、白人への譲歩にすぎないのではないかという批判である。とくに、著名な活動家の遺族の中などからはそうした不満が多かった。黒人意識運動の指導者で拷問死したビーコの遺族は、アムネスティの規定を不服として国際司法裁判所にまで訴えを起こしているし、暗殺されたナミビアの弁護士ルボフスキの遺族は、TRCへの失望をあからさまに表明している。

逆に、国民党の関係者などからは、アムネスティについて一件一件検討するのではなく、たとえばアパルトヘイト時代に政府や軍などの一定の地位に就いていた人々について一括してアムネスティを認めるよう、繰り返し要求が出されている。同様の要求は、最近ではANCの一部からも出されている。その点にかんしてTRC自身の中にも動揺がなかったわけではない。たとえば、1997年11月には、ANCの幹部を中心とした37人からのアムネスティの申請が、個別の審査なしに認められるという事態が起こった。申請の内容自体が、具体的な事件に言及しない非常に抽象的なものであったということもあるが、アムネスティ委員会が個別の調査という原則を踏みはずしたものとして、

国民党からも、TRC自身からも異議が唱えられ、法廷に持ち込まれた。その結果、この件については、再度、個別に審議し直すこととなった。アムネ스티委員会のそうした逸脱への修正を含め、TRC全体としては、アムネスティが単なる妥協に墮すことを防ぎ、それをあくまでも真実解明のための手続きとする、という立場を堅持し続けていると言っておく。

以上のことから、今後、残されたアムネスティの審査がどのように進められていくのかは、大いに注目される。そうした中で、この1月になって、ビーコ殺害の犯人の一人のアムネスティ審査で、否認の結論が出された。そのおもな理由は、当時警察官であった加害者が、警察署へ連れて来られたビーコがどのような人物であるかを認識しておらず、拷問には政治的な目的が認められず、また、拷問から殺人にいたる過程の暴力に必然性が認められないということである。TRCのアムネスティの規定を厳密に適用してこのような結論が出されたことは、アパルトヘイト時代の権力による人権侵害に対して厳しい態度をとろうとする人々に希望を与えるものであろう。

最後に、TRCの活動の(3)被害者への補償について一言しておく。TRCは一回限りの補償や年金型の補償などを提案しているが、あくまでも提言する立場であり、それがいかに実現されるかは、今後の議会での立法にかかっている。しかし、そうした立法を待てない被害者もたくさんおり、(たとえば、人権侵害の結果、身体に障害を負い、緊急に医者にかかる必要があるがそのためのお金がない、というような場合)、そのような人々については、すでに大統領特別基金から緊急の補償がなされ、その数は8000件にのぼっている。補償にか

んして報告書で注目に値するのは、補償のための財源として、特別課税を行なうことが提唱された点である。税を納めることのできる比較的高所得の層とは、とりもおさず、アパルトヘイト体制を支え、その恩恵を受けてきた人々である。そのような人々が、納税という形でアパルトヘイトの被害者たちに対して「償う」ことは、補償を物質的に可能にするという意味にとどまらず、アパルトヘイトを支えてきた人々にその責任を改めて自覚させる教育的な効果をもつという点で、意義が大きい。

TRCについて、その不十分さはいくらでも指摘することができるし、実際、白人側でもアフリカ人側でも不満は大きい。これでもってアパルトヘイトの過去が克服されるようなものでは決してない。何よりも、アパルトヘイト体制はそれ自身が「重大な人権侵害」であり、殺人や拷問の被害者だけが被害者なのではない。したがって、土地改革をはじめとする今後の経済改革こそが、真の「和解」を実現する鍵を握っている。しかし、ルワンダ、コンゴ、アンゴラ等の例を挙げるまでもなく、紛争の解決に苦悩するアフリカ大陸にあって、いかに不十分であれ、政権交代からわずか数年のうちに、真相解明と被害者の救済、そして新たな共存のための努力を政府が主導的に行なっているのは類例を見ないことである。しかも、報告書では、TRCに寄せられたさまざまな批判も率直に紹介され、自らを絶対視しない姿勢が貫かれている。TRCは、アパルトヘイトの過去に決着をつけるものというよりも、過去と向き合う姿勢を示したものとして評価されよう。

(ながはら・ようこ/千葉大学)